



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課） 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 1
- おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則（ものづくり振興課） 2

告 示

- 保安林の解除予定の通知（森林管理課） 6
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 6

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄水産高等学校） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 9

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 11

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 12

規 則

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年8月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第75号

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「90人」を「82人」に改める。

別記様式備考を削る。

附 則

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第76号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部

を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条の見出し中「又は指定の更新」を削り、同条第1項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「、」に改め、「更新の申請」の次に「並びに法第21条の5の20第1項及び第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請」を、「指定更新」の次に「・指定変更」を加える。

第3条第2項中「第21条の5の19及び第24条の13」を「第21条の5の20第3項及び第4項並びに第24条の13第3項」に、「第21条の5の23第1項」を「第21条の5の24第1項」に改め、同条第3項中「第21条の5の19第2項」を「第21条の5の20第4項」に改め、「又は法」の次に「第21条の5の24第1項及び」を加え、「第21条の5の15第2項第4号（法第24条の9第2項）」を「第21条の5の15第3項第6号（法第24条の9第3項）」に改める。

第4条中「第21条の5の19及び第24条の13」を「第21条の5の20第3項及び第4項並びに第24条の13第3項」に改める。

第6条中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改める。

第1号様式中「指定（指定更新）申請書」を「指定（指定更新・指定変更）申請書」に改め、「印」を削り、「支援に係る指定（指定更新）の次に「・指定変更」を加え、「指定（指定更新）を受けようとする」を「申請に係る」に改め、同様式備考5中「すべて」を「全て」に改める。

第2号様式から第7号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年8月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第77号**おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸し工房の利用基準）

第3条 条例第10条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者

イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であつて、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に
 行う者

- (2) 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第4条 条例第10条第2項の規則で定める基準（体験工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。
- (2) 条例第10条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第5条 条例第15条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管及び処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。

(事業報告書)

第7条 条例第23条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 工芸の杜の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 工芸の杜の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(附属設備等の利用料金の基準額)

第8条 条例別表の2の表及び3の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

別表（第8条関係）

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円

音響設備	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円
	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合撚機 <small>ねん</small>	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円
	繰り返し機	一式1時間につき	120円
	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
織物・染物	蒸し機	一式1時間につき	550円
	自動染色機	一式1時間につき	920円
漆芸	推錦餅ローラー <small>つい</small>	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円
	木工ろくろ	一式1時間につき	260円
	振とう機	一式1時間につき	40円
	播潰機 <small>らいかい</small>	一式1時間につき	60円
	粉碎機	一式1時間につき	80円
	研磨台	一式1時間につき	110円
木工・さんしん	丸のご昇降盤	一式1時間につき	300円
	かんな盤	一式1時間につき	370円
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円
	糸のご盤	一式1時間につき	30円
	帯のご盤	一式1時間につき	320円
	研磨機	一式1時間につき	160円

	角のみ盤	一式1時間につき	60円
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円
	旋盤	一式1時間につき	290円
	フラッシュプレス	一式1時間につき	140円
金細工	鋳造機	一式1時間につき	140円
	帯のこ盤	一式1時間につき	90円
	研磨機	一式1時間につき	200円
	プレス機	一式1時間につき	100円
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円
	革加工機	一式1時間につき	210円
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円
	ポストンミシン	一式1時間につき	60円
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市字仲嶺321番地2 喜納兼勇、うるま市安慶名三丁目3番22号 儀間光秀
- 2 加入区 具志川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 石川漁業協同組合

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年8月13日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 福 地 修

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 小型実習艇 1艇
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
 - (4) 納入の場所 糸満漁港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年8月18日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年8月18日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年8月23日（月曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年8月20日（金曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年8月18日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄水産高等学校
 - (2) 所在地 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年8月23日（月曜日）午前11時必着
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
One Small-sized Training Ship
 - (2) DUE DATE OF DELIVERY
February 28, 2022
 - (3) DATE FOR BIDS
14:00 a.m. August 23, 2021
 - (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Okinawa Fisheries High School
1-1-1 Nishizaki Itoman City, Okinawa, Japan, 901-0305
Telephone 098-994-3483

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年8月13日

沖縄県立総合教育センター所長 宮 城 淳

- 1 調達する物品等の種類 食品加工ラボシステム（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年

- 沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 厨房機器類の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項に規定するものに限る。)を受けていることを証する書類
- カ 厨房機器類の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配布又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
- (3) 申請書等の受付期間 令和3年8月13日(金曜日)から同月26日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立総合教育センターが実施する食品加工ラボシステムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付

するので、次のとおり公告する。

令和3年8月13日

沖縄県立総合教育センター所長 宮 城 淳

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 食品加工ラボシステム（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月25日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター産業教育棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和3年8月13日付け沖縄県公報定期第4958号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による食品加工ラボシステムの調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 購入した物品に障害が発生した場合において、2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した体制証明書を令和3年9月15日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする食品加工ラボシステムの応札明細書を令和3年9月15日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該食品加工ラボシステムを納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和3年8月13日（金曜日）から同月26日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和3年8月13日（金曜日）から同月26日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月24日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第二会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年8月13日（金曜日）から同月26日（木曜日）まで

(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
 - (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年9月22日(水曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年9月8日(水曜日)午後4時
 - イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第二会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Food Processing Labo System: 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
February 25, 2022
 - (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
4:00 p.m. September 8, 2021
 - (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. September 24, 2021
 - (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office
3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年8月13日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 550,000リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号

- 3 落札者を決定した日 令和3年7月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 當銘春夫 浦添市西洲二丁目2番地3
- 5 落札金額 89円87銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年6月8日

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成29年沖縄県労働委員会告示第2号は、廃止する。

令和3年8月13日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県水道事業及び工業用水道事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄 県 企 業 局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事
	総務企画課	課長 総務班長 人事班長 企画財務班長 財務担当主幹 給与、服務、労使関係事務、組織定数又は職務権限担当の主査
	経理課	課長 経理班長
	配水管理課	課長 配水調整監
	建設課	課長 建設調整監
出 先 機 関	久志浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	石川浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	北谷浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	西原浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	水質管理事務所	所長 副参事 次長

- 4 認定年月日 令和3年8月2日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---